

第26期定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

●事業報告

- ①財産および損益の状況の推移
- ②主要な事業内容（2025年4月30日現在）
- ③主要な事業所（2025年4月30日現在）
- ④主要な借入先（2025年4月30日現在）
- ⑤従業員の状況（2025年4月30日現在）
- ⑥会社の株式に関する事項（議決権基準日：2025年4月30日現在）
- ⑦会社の新株予約権等に関する事項
- ⑧業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

●計算書類

株主資本等変動計算書
個別注記表

第26期

（2024年5月1日から2025年4月30日まで）

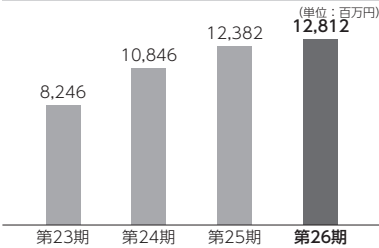
東和フードサービス株式会社

上記事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

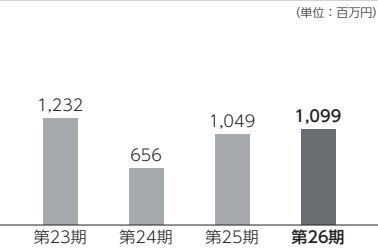
財産および損益の状況の推移

区 分	第23期 (2022年4月期)	第24期 (2023年4月期)	第25期 (2024年4月期)	第26期 (2025年4月期)
	千円	千円	千円	千円
売 上 高	8,246,771	10,846,585	12,382,521	12,812,967
経 常 利 益	1,232,364	656,846	1,049,308	1,099,021
当 期 純 利 益	698,952	425,784	704,402	720,703
1株当たり当期純利益	86円62銭	52円76銭	87円29銭	89円31銭
総 資 産	8,519,074	8,443,513	8,720,963	9,169,516
純 資 産	5,675,549	6,016,071	6,616,660	7,171,897
自 己 資 本 比 率	66.6%	71.3%	75.9%	78.2%

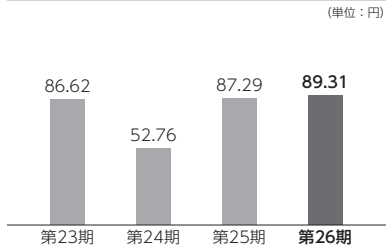
■売上高



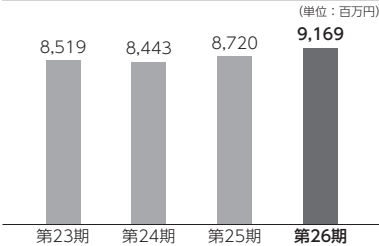
■経常利益



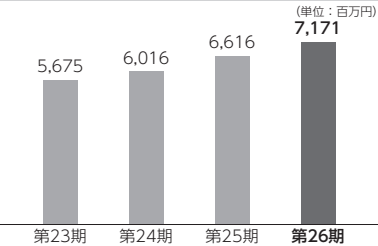
■1株当たり当期純利益



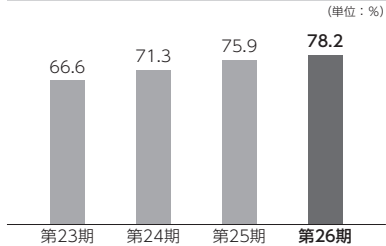
■総資産



■純資産



■自己資本比率



主要な事業内容（2025年4月30日現在）

- ① レストランおよび喫茶店の経営
- ② 各種食料品の製造加工販売

主要な事業所（2025年4月30日現在）

本店所在地	東京都港区新橋三丁目20番1号 TOWAJ'Sビル6階		
深川センター	東京都江東区猿江二丁目2番5号		
椿屋珈琲焙煎所	東京都江東区猿江二丁目2番9号		
戸塚カミサリー	神奈川県横浜市戸塚区上矢部町1021番1号		
店 舗	椿屋珈琲	銀座本館他	52店舗
	ダッキーダック	有楽町店他	19店舗
	イタリアンダイニング ドナ	有楽町店他	23店舗
	こてがえし・ぱすたかん	新宿店他	12店舗
	プロント	新橋店他	4店舗

主要な借入先（2025年4月30日現在）

該当事項はありません。

従業員状況（2025年4月30日現在）

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 子	141名	△4名	41.94歳	15.04年
女 子	63名	+3名	32.34歳	5.26年
合計または平均	204名	△1名	38.98歳	12.02年

（注）他にキャスト（アルバイト）2,688名（前期末比 119名増）を雇用しております。

会社の株式に関する事項（議決権基準日：2025年4月30日現在）

- | | | |
|--------------|------|-----------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 普通株式 | 25,728,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 普通株式 | 8,069,549株（自己株式116,851株を除く） |
| (3) 株主数 | | 6,731名 |
| (4) 大株主 | | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
岸 野 秀 英	1,580,000株	19.58%
柏 野 雄 二	1,480,000株	18.34%
株 式 会 社 誠 香	872,500株	10.81%
岸 野 誠 人	790,800株	9.80%
安 藤 香 織	514,900株	6.38%
株 式 会 社 久 世	64,000株	0.79%
森 永 乳 業 株 式 会 社	64,000株	0.79%
日 清 オ イ リ オ グ ル ー プ 株 式 会 社	64,000株	0.79%
サ ン ト リ ー 株 式 会 社	64,000株	0.79%
Ｕ Ｃ Ｃ ジ ャ パ ン 株 式 会 社	60,300株	0.75%

(注) 1.当社は、自己株式を116,851株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2.持株比率は、自己株式を控除した普通株式から計算しております。

会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 取締役の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

1. 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 「味覚とサービスを通して、都会生活に安全で楽しい食の場を提供する」を共有の志として、法令遵守及び社会倫理の遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。
- ② 取締役会は、取締役および社員の職務の執行が法令および定款に適合しているかどうかを監督し、必要に応じて執行役員または主管部門の責任者から報告を受けると共に、必要な決議、指示・指導を行う。
- ③ 監査等委員は、取締役（監査等委員である取締役を除く）の職務執行を監査すると共に、執行役員およびその管轄部門の職務が法令・定款・社内規程に沿って適切に行われているかどうかを監査する。
- ④ コンプライアンスに関する事項を統括する部門は、コンプライアンス体制の構築・推進を行い、取締役会および監査等委員会に審議内容及び活動を報告する。また、社員が直接報告することを可能とする報告相談窓口を設置し、従業員等がコンプライアンス上の問題点を直接通報できる体制とする。なお、報告・通報を行った社員に対し、報告・通報を行ったことを理由として不利な扱いを行うことを禁止する。
- ⑤ 監査室は、社内の組織の業務が法令・定款・社内規程に沿って適切に行われているか監査すると共に、改善を要する事項について指導を行う。
- ⑥ 反社会勢力に対しては、排除に向けた体制を構築すると共に、不利な要求に対しては断固としてこれを拒否する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会、経営会議およびその他の重要な会議における決議事項、報告事項並びに稟議決裁の情報を安全に保存・管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の事業に関するコンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクに対し、担当取締役および執行役員は管轄する部門における対応策を準備すると共に、必要に応じて規程、ガイドラインおよびマニュアルの制定・配布、研修、マニュアルの作成などを実施する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、原則として毎月1回開催し、業務執行に関する重要事項を決定し、取締役の職務執行の監督をすると共に、取締役から月次の業績等職務執行状況の報告を受ける。
- ② 取締役会は、各部門が担うべき職務分掌を定め、当該職務分掌に基づき会社全体の組織業務を効率的に運営する。
- ③ 取締役・執行役員による経営会議を原則として隔月で開催し、情報の共有、職務執行状況の確認を行う。

5. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査等委員会がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合には、速やかに取締役会と監査等委員会が合意する人選を行って配属する。

6. 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性及び監査等委員会からの指示の実効性の確保に関する事項

前号の人選によって配属された社員は、監査等委員会の管理下で業務を遂行し、人事考課等についても取締役（監査等委員である取締役を除く）から独立した体制とする。

7. 取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人が監査等委員会に報告するための体制および報告者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査等委員会が求めた場合、取締役（監査等委員である取締役を除く）・執行役員および従業員等は、会社経営および事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況および結果について速やかに報告する。
- ② 取締役（監査等委員である取締役を除く）・執行役員および従業員等は、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した時には、当該事実に関する事項を速やかに監査等委員会に報告する。
- ③ 監査等委員会は報告した取締役（監査等委員である取締役を除く）及び従業員等に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）および従業員等に周知徹底する。

8. 監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用または償還の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が職務の執行上必要とする費用の前払または債務の償還の手続きその他の職務執行につ

いて生じる費用等の請求について、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会は、監査室の年次監査計画について説明を受け、その実施状況について適宜報告を受ける。
- ② 監査等委員および監査等委員会は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けると共に適宜会合を持ち情報交換を行う。
- ③ 取締役社長（必要に応じて、他の取締役（監査等委員である取締役を除く））は、監査等委員と定期的な意見交換を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制の基本方針」に基づき、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は以下の通りです。

① 職務執行の適切性や効率性

当事業年度は、取締役会を11回開催し、会社の重要事項について、法令及び定款に基づき審議、決定しています。

また、組織改正に伴う業務執行については、職務分掌・権限規程を改訂し、その責任者と執行手続きを定めており、組織的かつ効率的な運営を図っています。

監査等委員会は7回開催し、監査計画及び監査業務の分担等に基づき、取締役（監査等委員である取締役を除く）の職務の執行を監査しています。

② リスク管理体制

社長直属の内部監査部門（監査室）は、本社、店舗、工場などの業務全般に関し、内部統制システムの整備・運用状況の監査を実施しています。店舗監査は、半期に1回以上実施し、当事業年度は上期延109店舗、下期延104店舗実施いたしました。

また、新任店舗責任者に対し、異動後に「指導監査」を3回実施いたしました。基本的な店舗管理30項目の自主点検報告に対する指導を行っています。

当社の企業風土の一つである「クリーンデー」、防災・防火点検も兼ねた「防災クリーンデー」を実施し、災害リスクにも対処しています。

インターネット販売の増加や「食の安全」の永続的強化に伴い「品質管理室」「品質保証室」を設置しております。また当社で認証を取得している「ISO22000」（食品安全マネジメントシステ

ム) の考え方にHACCP手法に基づく衛生管理方法を加えた「店舗衛生管理計画」を備え置きし、運用しております。

③ コンプライアンスに対する取り組み

当事業年度では、経営基本方針、経営会議、合同店長会議、部門別会議などを通じて、「法令遵守」「コーポレート・ガバナンス」に対する意識の向上に努めました。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展開と経営体質強化のための内部留保を重視する一方、株主に対する利益還元を行うことは経営上の重要課題と認識しており、経営基盤の強化と自己資本比率の向上を図りつつ、安定的な配当の継続を基本としております。

当事業年度につきましては、配当方針をもとに、業績の状況等を勘案して、中間配当金は10円、期末配当金は10円とさせていただきました。

株主資本等変動計算書

(自 2024年5月1日)
(至 2025年4月30日)

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
					別途積立金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	50,000	683,009	623,341	1,306,350	4,080,000	1,251,706	5,331,706	△100,735	6,587,320
当 期 変 動 額									
別 途 積 立 金 の 積 立					200,000	△200,000	－		－
剰 余 金 の 配 当						△80,695	△80,695		△80,695
剰余金の配当（中間配当）						△80,695	△80,695		△80,695
当 期 純 利 益						720,703	720,703		720,703
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	200,000	359,312	559,312	－	559,312
当 期 末 残 高	50,000	683,009	623,341	1,306,350	4,280,000	1,611,018	5,891,018	△100,735	7,146,632

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	29,340	29,340	6,616,660
当 期 変 動 額			
別 途 積 立 金 の 積 立			－
剰 余 金 の 配 当			△80,695
剰余金の配当（中間配当）			△80,695
当 期 純 利 益			720,703
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△4,075	△4,075	△4,075
当 期 変 動 額 合 計	△4,075	△4,075	555,236
当 期 末 残 高	25,264	25,264	7,171,897

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

製品、商品

総平均法

原材料、貯蔵品

最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 2～50年

構 築 物 2～3年

機 械 及 び 装 置 2～15年

工具、器具及び備品 2～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（3～5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

④ 長期前払費用

均等償却しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② ポイント引当金

販売促進を目的に顧客に付与したポイントの使用に備えるため、当事業年度末における将来の使用見込額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております（簡便法）。

(4) 収益及び費用の計上基準

主要な売上形態における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 店舗売上

店舗売上は、当社の店舗に来店する顧客からの注文に基づき、商品、製品及びサービスを提供することによる収益であります。当該収益は、顧客へ商品、製品及びサービスを提供した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

② E C売上及び外販売上

E C売上及び外販売上は、顧客からの注文に基づき製品及び商品を発送、販売することによる収益であります。当該収益は、顧客に製品及び商品を受け渡した時点で履行義務が充足されるものの、製品及び商品の出荷時点と重要な差異はないため、当該製品及び商品の出荷時点で収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

当事業年度の減損損失は26,609千円です。

当社は、事業用資産については、管理会計上の区分及び投資の意思決定等を考慮してキャッシュ・フローを生み出す最小単位として捉え、その単位を基礎にグルーピングする方式を採用しております。資産グループの損益の悪化等により減損の兆候の有無を把握しており、減損の兆候がある場合、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、使用価値又は正味売却価額のいずれか高い方の金額まで減損損失を計上しております。

減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定にあたっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積り額の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、減損処理が必要となる可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) ＳＣ預け金は、ショッピングセンター及び駅ビル等に対する預け金等（ショッピングセンター及び駅ビル等にテナントとして出店している店舗の売上金額から相殺すべき賃借料、水道光熱費及び諸経費を差し引いた金額）であります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 5,971,196千円

4. 損益計算書に関する注記

顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。

顧客との契約から生じる収益の金額は、「10. 収益認識に関する注記 (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数 普通株式 8,186,400株

(2) 当事業年度末の自己株式の種類及び総数 普通株式 116,851株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2024年5月30日 取締役会	普通株式	80,695	10.0	2024年4月30日	2024年6月26日
2024年11月29日 取締役会	普通株式	80,695	10.0	2024年10月31日	2025年1月7日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2025年5月30日 取締役会	普通株式	利益剰余金	80,695	10.0	2025年4月30日	2025年6月25日

- (4) 当事業年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数
該当事項はありません。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

未払事業税	13,787千円
未払事業所税	4,697千円
未払固定資産税	2,088千円
未払償却資産税	4,829千円
未払費用	5,381千円
一括償却資産	251千円
減損損失	44,088千円
減価償却超過額	2,735千円
退職給付引当金	139,130千円
資産除去債務	103,658千円
その他	14,047千円
繰延税金資産小計	334,696千円
評価性引当額	△10,808千円
繰延税金資産合計	323,887千円
資産除去債務に対応する除去費用	△6,511千円
その他有価証券評価差額金	△13,366千円
繰延税金負債合計	△19,877千円
繰延税金資産純額	304,010千円

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、金融機関等からの借入により資金を調達しております。

売掛金及びＳＣ預け金は店舗が入居する商業施設等を運営する法人等の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、期日管理及び残高管理を行うとともに、入金状況を随時把握する体制としております。また、投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、上場株式については定期的に時価の把握を行っております。

差入保証金及び敷金は、主に店舗の賃借時に差入れているものであり、差入先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、個別に適切な債権管理を実施することでリスク軽減につなげております。

買掛金は、１年以内の支払期日です。

ファイナンスリース取引に係るリース債務の使途は設備投資資金であります。

流動性リスクについては、適時に資金繰計画を作成・更新すること等により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年４月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額（＊）	時価（＊）	差額
① 投資有価証券 その他有価証券	62,272	62,272	—
② 差入保証金	404,508	384,496	△20,012
③ 敷金	1,395,950	1,328,151	△67,798
④ リース債務（注3）	(13,249)	(12,687)	△561

(＊) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 「売掛金」、「ＳＣ預け金」、「買掛金」、「未払金」、「未払賞与」、「未払法人税等」、「未払消費税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注3) １年内返済予定のリース債務を含んでおります。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	62,272	—	—	62,272

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	384,496	—	384,496
敷金	—	1,328,151	—	1,328,151
リース債務	—	(12,687)	—	(12,687)

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金及び敷金

これらの時価は、当事業年度末から返還日までの見積期間に基づき、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を同様の新規リースを行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の 名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
近親者 又は 主要株主	岸野秀英 (注) 2 他3名	—	—	—	被所有 直接 19.6%	不動産の 貸借	不動産の 貸借	46,008 (※ 1)	前払費用 敷金	8,434 48,490
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社 (当 該会社等 の子会社 を含む)	株式会社フ ローパー ーウ (注) 3	東京都 世田谷区 尾山台	29,600	不動産 管理業	—	役員の兼任 不動産の 貸借	不動産の 貸借	193,018 (※ 1)	前払費用 差入保証 金 敷金 未払金	11,756 30,000 101,247 902
同 上	東和エン タープラ イズ株式 会社 (注) 4	東京都 台東区 根岸	10,800	アウトソ ーシング サービス 業	—	役員の兼任 システムの運 用、 保守管理 給与計算 及び 経理業務の 委託 販促物の購入	業務委託 費等の 支払 販促物の購 入	41,349 (※ 2) 31,238 (※ 3)	未払金	1,864
同 上	東 和 産 業 株式会社 (注) 5	東京都 港区新 橋	50,000	サービス 業	—	役員の兼任 不動産の 賃貸	不動産の 賃借	37,047 (※ 1)	前払費用 敷金	3,831 54,241

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(※ 1) 不動産の賃借料、敷金及び差入保証金については、不動産鑑定価格及び近隣の相場等を参考にしております。

(※ 2) 業務委託費の支払については、実勢価格を参考としつつ、交渉の上決定しております。

(※ 3) 販促物の購入については、市場価格を参考としつつ、交渉の上決定しております。

2. 当社代表取締役岸野誠人と親子関係にあります。

3. 当社代表取締役岸野誠人及びその近親者が直接100%所有している会社であります。

4. 当社代表取締役岸野誠人及びその近親者が直接4.4%、間接80.6%所有している会社であります。

5. 当社代表取締役岸野誠人及びその近親者が直接8.8%、間接66.3%所有している会社であります。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

椿屋珈琲	5,695,965
ダッキーダック	2,509,813
イタリアンダイニング ドナ	2,222,249
こてがえし・ぱすたかん	1,358,933
プロント	526,194
生産部門/EC事業/物販催事事業	499,810
顧客との契約から生じる収益	12,812,967
その他の収益	—
外部顧客への売上高	12,812,967

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

主要な売上形態における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 店舗売上

店舗売上は、当社の店舗に来店する顧客からの注文に基づき、商品、製品及びサービスを提供することによる収益であります。当該収益は、顧客へ商品、製品及びサービスを提供した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

② EC売上及び外販売上

EC売上及び外販売上は、顧客からの注文に基づき製品及び商品を発送、販売することによる収益であります。当該収益は、顧客に製品及び商品を受け渡した時点で履行義務が充足されるものの、製品及び商品の出荷時点と重要な差異はないため、当該製品及び商品の出荷時点で収益を認識しております。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

当事業年度に認識した収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額に重要性はありません。

残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 888円76銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 89円31銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

(譲渡制限付株式報酬制度の導入について)

当社は、2025年6月6日開催の取締役会において役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入に関し、本制度に関する議案を2025年7月11日開催の第26期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしました。

1. 本制度の導入目的等

当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

本制度は、対象取締役に対して、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき譲渡制限付株式を割当てるために当社の普通株式を発行又は処分し、これを保有させるものです。なお、当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬等の額は2022年7月28日開催の第23期定時株主総会において、月額10百万円以内、監査等委員である取締役の報酬等の額は2022年7月28日開催の第23期定時株主総会において、月額3百万円とご承認をいただいておりますが、本株主総会では、対象取締役それぞれの報酬枠の範囲内にて、譲渡制限付株式の割当てのための報酬を支給するものです。

2. 本制度の概要

本制度に基づく取締役（監査等委員である取締役を除きます。）に対して支給する報酬の総額は、年額20百万円以内とし、社外取締役を除く監査等委員である取締役に支給する報酬の総額は、年額2百万円以内、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）に対して年4,000株以内、社外取締役を除く監査等委員である取締役にに対して年300株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）といたします。

また、譲渡制限付株式の割当て及び払込みは、①対象取締役の報酬として金銭の払込みもしくは財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行又は処分を受ける方法、又は②対象取締役に金銭報酬債権を支給し、当

該金銭報酬債権を現物出資させて、当社の普通株式の発行又は処分をする方法のいずれかの方法により行うものとします。

なお、①の方法による場合は、譲渡制限付株式の発行又は処分に係る払込みは要しませんが、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬の額を算出し、当該算出された譲渡制限付株式に関する報酬の額が上記の年額の範囲内となるようにいたします。また②の方法による場合は、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間において、①一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役がみずほ証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。なお、本株主総会において本制度に関する議案が承認されることを条件に、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式報酬を導入する予定です。